

福井地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 納税告知処分等取消請求事件
国側当事者・国(福井税務署長)
平成30年11月28日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
上記代表者代表取締役	甲
被告	国
上記代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	福井税務署長 杉本 吉宣
上記指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

福井税務署長が平成28年4月27日付けで原告に対してした平成25年5月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告知処分並びにこれらに係る不納付加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 概要

福井税務署長(以下「処分行政庁」という。)は、原告が、平成25年5月28日、外国法人であるB(以下「B社」という。)から代金3億5000万円で東京都品川区所在の土地建物を譲り受けたところ、当該代金が、平成26年法律第10号による改正前の所得税法161条1号の3所定の国内源泉所得である「国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価」に該当し、原告には、同法212条1項に基づく同月分の非居住者等の国内源泉所得の源泉徴収に係る所得税、及び、平成27年法律第9号による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興特別措置法」という。)28条1項に基づく復興特別所得税の各納付義務があるとして、原告に対し、平成28年4月27日付けで平成25年5月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告知処分並びにこれらに係る不納付加算税賦課決定処分(以下「本件各処分」という。)を行った。

本件は、原告が、①上記土地建物に関しては、原告がC株式会社(以下「C社」という。)に貸し付けた合計3億5000万円の債権を担保するため、仮登記担保契約が締結されたものであり、平成25年5月に所有権移転されたことはなく、原告は譲渡の対価の支払はしていな

いから、国内源泉所得に係る源泉徴収義務はない、②仮に上記土地建物の所有権移転が仮登記担保契約によるものでないとするれば、当該所有権移転は公序良俗に反し無効である、③本件各処分は正当な補償なく原告の私有財産による納税を強いるものであり憲法29条3項に違反する、④本件各処分は理由附記が不十分であり違法である旨主張して、本件各処分の取消しを求める事案である。

2 前提事実（争いがない事実、又は、掲記の証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

(1) 原告は、平成24年8月●日に設立され、福井市内に本店を有し、主な目的を投資事業とする内国法人である。なお、原告は、平成25年4月8日、本店所在地を東京都品川区区内から福井市内に移転した。(甲1)

(2) B社は、中華人民共和国香港特別行政区に本店を有する外国法人であり、乙（以下「乙」という。）がその日本における代表者である。乙は、C社の取締役であった期間がある。

B社は、東京都品川区●●の宅地（636.95平方メートル）、同区●●の宅地（10.85平方メートル）及び同区●●、●●所在の家屋番号●●の居宅（以下、これらの土地建物を総称して「本件土地建物」という。）を所有していた。

本件土地建物の登記記録上、①平成25年2月13日、原因を同年1月28日売買予約、権利者を原告とする所有権移転請求権仮登記、②同年5月28日、原因を同日売買、所有者を原告とする所有権移転登記、③平成28年2月29日、原因を同日売買、所有者を株式会社Dとする所有権移転登記が、各記録されている。(乙2の1～3)

(3) 原告は、平成25年1月28日付けで、C社との間で、同日、原告がC社に2億3000万円を貸し付け、C社の状況等を踏まえ、同年2月14日、別途1億2000万円を貸し付けることができる旨の金銭消費貸借契約（以下「本件金銭消費貸借契約」といい、これに係る契約書を「本件金銭消費貸借契約書」という。）を締結した。(乙5)

本件金銭消費貸借契約に基づき、同年1月28日に2億3000万円、同年2月13日に1億2000万円が、原告から、C社が指定した代理人弁護士預り金口座に入金された。(乙6の1・2、弁論の全趣旨)

(4) 原告は、平成25年1月28日付けで、B社との間で、予約者（売主）をB社、予約権利者（買主）を原告とし、要旨次の内容が記載された不動産売買予約契約書（以下「本件売買予約契約書」といい、それに記載された内容による合意を「本件売買予約」という。）を取り交わした。(乙1)

ア 第1条（売買の予約）

(ア) B社及び原告は、C社と原告との間で、平成25年1月28日付けで本件金銭消費貸借契約が成立したことを受けて、本件土地建物についての売買の予約をすることに合意する。

(イ) 原告は、C社に本件金銭消費貸借契約書に定める期限の利益を喪失した日から、債務の弁済が行われることなく10日を経過した場合には、B社に対し、売買予約完結の意思表示をすることができる。

イ 第2条（代金）

本件土地建物の売買代金は、土地代金3億4000万円、建物代金1000万円（消費税等込み）の総額3億5000万円とする。

ウ 第5条（契約の成立・代金支払方法）

（ア）原告が、前記ア（イ）に基づき予約完結の意思表示をしたときは、意思表示をした日をもってB社及び原告間で売買契約が成立する。

（イ）B社は、本件土地建物の売買代金3億5000万円が、本件金銭消費貸借契約書第2条に定めるC社の原告に対する貸付金に係る債務の弁済に充当されることを承諾する。

（5）原告は、平成25年1月28日付けで、C社及びB社との間で、原告が、本件売買予約上の売買予約完結権を行使するときは、本件土地建物の価額いかににかかわらず、本件金銭消費貸借契約に基づく貸付金の残高が本件売買予約に基づく売買代金額を下回る場合の清算を除き、一切の清算を行わないこと、及び、原告が売買予約完結権を行使したときは、本件土地建物の価額いかににかかわらず、C社は本件金銭消費貸借契約上の一切の債務を免れることに合意し、その旨記載した覚書（以下「本件1月覚書」という。）を取り交わした。（乙10）

（6）原告は、平成25年5月28日付けで、B社との間で、予約者（売主）をB社、予約権利者（買主）を原告とし、要旨次のとおり記載された覚書（以下「本件5月覚書」という。）を取り交わした。（乙7）

ア 第1条

B社と原告とは、本件5月覚書の締結をもって、原告からB社に対して本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示がなされたことを確認する。

イ 第2条

B社は、前条の本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示が適法かつ有効になされたことを確認する。

（7）B社は、原告に対し、平成25年5月28日付けで、本件土地建物の所有権を原告に移転したこと、及び、本件土地建物の所有権及び他の2筆の土地賃借権の対価3億5000万円が弁済されていることを確認する旨を記載した「取引完了確認書」と題する書面（以下「本件取引完了確認書」という。）を差し入れた。（乙8）

（8）原告は、平成25年5月28日付けで、B社との間で、本件土地建物の明渡しを平成26年2月28日まで猶予する旨等が記載された立退合意書と題する書面を取り交わした。（乙9）

（9）原告は、平成24年8月10日から平成25年7月31日までの事業年度に係る総勘定元帳において、C社及びB社との取引について、次のとおり経理処理をした。（乙11）

ア 原告は、本件金銭消費貸借契約に基づく貸付けをしたとして、短期貸付金勘定の借方金額欄に、平成25年1月28日付けで2億3000万円を、同年2月8日付けで1億2000万円を、それぞれ計上した。

イ 原告は、本件土地建物を取得したとして、平成25年6月4日付けで、土地勘定の借方金額欄に3億4000万円、建物勘定の借方金額欄に952万3810円、及び、仮払消費税勘定の借方金額欄に47万6190円を、それぞれ計上するとともに、短期貸付金勘定の貸方金額欄にこれらの合計額である3億5000万円を計上した。

（10）原告は、B社から本件土地建物を買い受けたにもかかわらず、B社及び乙がこれを占有しているとして、両者を被告として、所有権に基づき、建物からの退去及び土地の明渡しを求めて東京地方裁判所に訴訟（以下「別件訴訟」という。）を提起し、同裁判所は、平成26

年10月1日、原告の請求を認める旨の判決を言い渡した。(乙12)

B社及び乙は、東京高等裁判所に控訴を提起し、平成27年1月26日、原告(被控訴人)とB社及び乙(控訴人ら)及びC社(利害関係人)との間で、要旨次の和解条項の訴訟上の和解が成立した。(乙13)

ア 被控訴人と控訴人ら及び利害関係人との間で、控訴人らが被控訴人に対し、建物から退去して土地を明渡済みであることを確認する。

イ 被控訴人と利害関係人とは、本件金銭消費貸借契約書に基づく債務が弁済済みであることを相互に確認する。

ウ 被控訴人と控訴人ら及び利害関係人とは、被控訴人と控訴人ら及び利害関係人間には、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務もないことを相互に確認する。

(11) 処分行政庁は、税務調査に基づき、平成28年4月27日付けで、原告に対し、平成25年5月分の非居住者等の国内源泉所得の源泉徴収に係る所得税(3500万円)及び復興特別所得税(73万5000円)の納税告知処分及び不納付加算税(357万3000円)の賦課決定処分(本件各処分)を行った。

原告は、平成28年7月25日、国税不服審判所長に対し、本件各処分を不服として審査請求をしたが、同審判所長は、平成29年6月7日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

原告は、同年11月17日、本件各処分の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

3 関係法令等の定め(所得税法については平成26年法律第10号による改正前のもの。復興特別措置法については、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同様とする。)

別紙関係法令等の定めのとおり

4 争点

(1) 原告がB社に対し、平成25年5月、本件土地建物の譲渡による対価(所得税法161条1号の3)の支払をした(同法212条1項)といえるか。(争点(1))

(2) 本件土地建物の所有権移転は公序良俗に反し無効といえるか。(争点(2))

(3) 本件各処分は、正当な補償なく原告の私有財産による納税を強いるものとして憲法29条3項に違反するか。(争点(3))

(4) 本件各処分の理由附記は十分といえるか。(争点(4))

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)(原告がB社に対し、平成25年5月、本件土地建物の譲渡による対価(所得税法161条1号の3)の支払をした(同法212条1項)といえるか。)

(被告の主張)

ア 原告は、B社との間で、平成25年1月28日、本件売買予約をし、本件5月覚書第1条において、原告からB社に対して本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示がなされたことを確認していることから、同年5月28日、本件売買予約に基づく売買によりB社から本件土地建物の譲渡を受けたといえる。また、譲渡の対価である売買代金は3億5000万円である。

B社が本件土地建物を担保に供した旨の原告の主張は否認する。

イ 所得税法212条1項にいう「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為が含まれる

ものと解される。

原告とB社とは、本件売買予約契約書第5条において、原告が予約完結の意思表示をしたときは、意思表示をした日をもってB社及び原告間で売買契約が成立する旨、及び、B社は本件土地建物の売買代金3億5000万円が本件金銭消費貸借契約書第2条に定めるC社の原告に対する貸付金に係る債務の弁済に充当されることを承諾する旨を、それぞれ定めるところ、前記アのとおり、原告は、平成25年5月28日、本件売買予約に基づく売買によりB社から本件土地建物の譲渡を受け、B社は本件土地建物の売買代金3億5000万円が弁済済みであることを確認している（本件取引完了確認書）。

したがって、B社が、本件土地建物の譲渡の対価を、C社が原告に対して有する債務の弁済に充当することにより、本件土地建物の売買の対価である3億5000万円の支払債務が消滅したものであるから、原告は、同日、B社に対し、本件土地建物の譲渡の対価を支払ったというべきである。

(原告の主張)

ア 原告が、B社に対し、本件土地建物の譲渡の対価として3億5000万円を支払ったことは否認する。原告が本件土地建物の所有権移転を受けたのは、担保権行使の結果にすぎない。

原告は、乙から、同人が実質的に日本国内で行う太陽光発電事業に関する資金の融資を依頼され、原告がC社（乙が同社の取締役就任する。）に融資を行い、乙が代表者を務めるB社が本件土地建物を担保として提供することを提案し、乙はこれを承諾した。そこで、原告は、C社との間で本件金銭消費貸借契約を締結し、同社に対し、合計3億5000万円を貸し付け、B社は、C社の上記債務の担保として本件土地建物を提供することとし、原告との間で本件売買予約を締結するとともに、本件土地建物につき権利者を原告とする所有権移転請求権仮登記をした。C社は、平成25年5月28日、本件金銭消費貸借契約上の期限の利益を喪失したが、平成26年2月28日まで弁済猶予を求めたため、原告は、本件土地建物につきB社から原告に対する所有権移転登記手続を経由するものの、実際には同日までに弁済ができなかった場合に本件土地建物の所有権を移転することとして、弁済猶予を承諾したものである。

イ また、本件売買予約は仮登記担保契約に該当し、本件金銭消費貸借契約及び本件売買予約は仮登記担保契約に関する法律（以下「仮登記担保法」という。）の適用を受けるから、平成25年5月に本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示がなされたとしても、同月に本件土地建物に係る所有権移転の効力が生じることはないし（同法2条1項）、本件土地建物の売買代金3億5000万円を本件金銭消費貸借契約に基づくC社の原告に対する貸付金に係る債務の弁済に充当する旨の合意は、債務者であるC社に不利であるから無効である（同法3条3項）。

ウ 以上のとおり、平成25年5月に本件土地建物の所有権は原告に移転しておらず、原告は譲渡の対価を支払っていない。本件土地建物の譲渡の対価をC社が原告に対して有する債務の弁済に充当することによって、当該譲渡の対価である3億5000万円の支払債務が消滅したわけでもなく、原告は、同月、本件土地建物の譲渡の対価を支払ったとはいえない。

(2) 争点(2) (本件土地建物の所有権移転は公序良俗に反し無効といえるか。)

(原告の主張)

本件土地建物に関する原告とB社との本件売買予約が仮登記担保契約と認められず、本件金銭消費貸借契約及び本件売買予約に関し、仮登記担保法が適用されないとすると、貸主は、債権額と比較して、均衡を失するほどに経済的価値の大きい本件土地建物の所有権を取得することとなるから、本件土地建物の所有権移転は公序良俗に反し、無効である。

(被告の主張)

本件金銭消費貸借契約に基づく原告のC社に対する債権額3億5000万円と比較して、本件土地建物の経済的価値が均衡を失するほどに大きいとはいえず、本件土地建物の所有権移転は公序良俗に反しない。

(3) 争点(3)(本件各処分は、正当な補償なく原告の私有財産による納税を強いるものとして憲法29条3項に違反するか。)

(原告の主張)

原告は、C社に対する本件金銭消費貸借契約に基づく債権の回収が困難になったことから、担保である本件土地建物により回収を図ろうとしたものにすぎない。このような場合に原告が源泉徴収義務を課されるとすれば、納付した税額について源泉租税債務者(受給者)に求償することが事実上不可能であるから、正当な補償なく公共の福祉の要請のため、原告の私有財産から税額を負担することとなり、本件各処分は憲法29条3項に違反する。

(被告の主張)

源泉徴収制度において、源泉徴収義務者(支払者)が源泉租税債務者(受給者)から源泉徴収をしなかった場合に、支払者が私有財産で納付しなければならないことや、そのような場合に支払者が受給者に求償できない場合もあり得ることは想定されたものといえる。したがって、本件において、原告が受給者に対する求償権を行使できないとしても、本件各処分は財産権(憲法29条)の侵害に当たらない。

(4) 争点(4)(本件各処分の理由附記が十分といえるか。)

(被告の主張)

処分行政庁は、本件各処分の理由として「原告が、平成25年1月28日付けでC社との間で3億5000万円を貸し付ける旨の本件金銭消費貸借契約を締結するとともに、同日付けでB社との間で、本件土地建物について、売買代金を3億5000万円とする本件売買予約を締結していたこと、同年5月28日に本件売買予約に基づく予約完結の意思表示により売買契約を成立させ、売買代金3億5000万円の支払債務をC社に対する貸付債権に充当することによって、消滅させたこと」と具体的な事実関係を記載した上、「売買代金が、所得税法161条1号の3に規定する譲渡による対価に該当する」と適用法規を記載し、これらを前提に納付すべき源泉所得税等の金額及び不納付加算税の額の計算過程も記載した(乙4・17、21及び22頁)。そうすると、本件各処分の理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、十分具体的に示されているといえる。

したがって、本件各処分の理由附記について違法はない。

(原告の主張)

処分行政庁は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額の更正をする場合に

は、更正通知書にその更正の理由を附記しなければならないところ、本件各処分に当たり、本件土地建物の売買が存在していたとの認定事実の結果を記載するにとどまり、当該認定の理由を示していないから、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（原告がB社に対し、平成25年5月、本件土地建物の譲渡による対価（所得税法161条1号の3）の支払をした（同法212条1項）といえるか。）について

（1）認定事実

前記前提事実及び掲記の証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告とB社とは、平成25年1月28日付けで、本件売買予約契約書を取り交わして本件売買予約をし、同契約書において、本件土地建物の売買代金を総額3億5000万円とし、原告が売買予約完結の意思表示をしたときは、意思表示をした日をもってB社及び原告間で売買契約が成立する旨、及び、B社は本件土地建物の売買代金3億5000万円が本件金銭消費貸借契約書第2条に定めるC社の原告に対する貸付金に係る債務の弁済に充当されることを承諾する旨を、それぞれ定めた。一方、本件売買予約契約書には、原告のC社に対する本件金銭消費貸借契約上の貸付金を目的として売買予約契約を締結する旨の記載はない（乙1）。

イ 原告は、平成25年5月28日付け、B社との間で本件5月覚書を取り交わし、両者間で本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示がなされたことを確認し、B社は当該意思表示が適法かつ有効になされたことを確認した。B社は、同日付けで、本件土地建物の所有権が原告に移転したこと、本件土地建物及び他の2筆の土地賃借権の売買代金3億5000万円が弁済済みであることを確認する書面（本件取引完了確認書）を原告に差し入れた。

ウ 原告は、平成24年8月10日から平成25年7月31日までの事業年度に係る総勘定元帳において、C社及びB社との取引につき、本件金銭消費貸借契約に基づく貸付けをしたとして、短期貸付金勘定の借方金額欄に、平成25年1月28日付けで2億3000万円、同年2月8日付けで1億2000万円を、それぞれ計上し、本件土地建物を取得したとして、同年6月4日付けで、土地勘定の借方金額欄に3億4000万円、建物勘定の借方金額欄に952万3810円、及び、仮払消費税勘定の借方金額欄に47万6190円を、それぞれ計上するとともに、短期貸付金勘定の貸方金額欄にこれらの合計額である3億5000万円を計上した。

エ その後、原告は、B社から本件土地建物を買い受けたにもかかわらず、B社及び乙が本件土地建物を占有しているとして、両者を被告として、所有権に基づき、建物からの退去及び土地の明渡しを求める別件訴訟を東京地方裁判所に提起したところ、同裁判所は、平成26年10月1日、原告の請求を認める旨の判決を言い渡した。B社及び乙は、東京高等裁判所に控訴を提起したが、平成27年1月26日、原告（被控訴人）とB社及び乙（控訴人ら）並びにC社（利害関係人）との間で、①被控訴人と控訴人ら及び利害関係人との間で、控訴人らが被控訴人に対し、建物から退去して土地を明渡し済みであることを確認し、②被控訴人と利害関係人とは、本件金銭消費貸借契約書に基づく債務が弁済済みであることを相互に確認する旨の和解条項を含む裁判上の和解が成立した。

なお、別件訴訟において、原告は、本件売買予約では予約完結権の行使期間が定められ

ておらず、原告とC社との本件金銭消費貸借契約の不履行が本件売買予約の予約完結権の停止条件となっていないとして本件売買予約には仮登記担保法の適用がない旨主張し、第1審判決は、本件売買予約がC社の原告に対する借入債務を担保するためのものということとはできないとして原告の主張を認めたものである（乙12）。

(2) 以上の事実によれば、原告とB社との間で、本件土地建物について、売買代金を総額3億5000万円とする本件売買予約がなされ、原告が、平成25年5月28日、本件売買予約上の予約完結権を行使したことにより、両者間に本件土地建物の売買契約が成立し、最終的にその所有権が原告に移転したことが認められる。そうすると、原告がB社に対して支払うべき売買代金は、本件土地建物の譲渡の対価であることが明らかである。

また、所得税法212条1項にいう「支払」には、現実に金銭を交付する行為のほか、その支払の債務が消滅する一切の行為が含まれるものと解されるところ、同日、B社が、本件土地建物の譲渡の対価を、C社が原告に対して有する債務の弁済に充当することにより、本件土地建物の譲渡の対価である3億5000万円の支払債務が消滅したといえることができるから、同日時点で、上記の行為は、同項にいう「支払」に当たるものと認められる。

したがって、原告は、同日、B社に対し、本件土地建物の譲渡の対価を支払ったというべきである。

(3) ア これに対し、原告は、本件土地建物は、原告のC社に対する合計3億5000万円の貸付けの担保として、B社が提供したものである上、平成25年5月28日には貸付金の弁済を受けていない旨主張する。

しかし、前記(2)のとおり、原告の本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示により、同日、B社が本件土地建物の売買代金3億5000万円が本件金銭消費貸借契約書第2条に定めるC社の原告に対する貸付金に係る債務の弁済に充てられたと認められるから、原告は、同日、C社に対する貸付金の弁済を受けたというべきである。

イ また、原告は、本件売買予約は仮登記担保契約であるから、本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示がなされたとしても、仮登記担保法2条1項により、同月に本件土地建物の所有権移転の効力が生じることはないし、本件土地建物の売買代金3億5000万円をC社の原告に対する貸付金に係る債務の弁済に充当される旨の合意は、同法3条3項により無効である旨主張する。

しかし、本件売買予約が仮登記担保に当たるか否かはともかくとして、前記(2)のとおり、平成25年5月28日原告が本件土地建物の譲渡の対価として3億5000万円の支払を受けたと認められるから、原告の主張は当を得ない。

ウ よって、原告の上記主張はいずれも採用できない。

2 争点(2)(本件土地建物の所有権移転は公序良俗に反し無効といえるか。)について

原告とB社とは、平成25年5月28日付けで、本件取引完了確認書(乙8)、本件5月覚書(乙7)を取り交わし、本件土地建物の明渡し時期を定めた立退合意書と題する書面(乙9)も取り交わしているところ、これらの書面はB社に代理人弁護士が関与して作成されたことがうかがわれる(乙12)。また、別件訴訟においても、B社が売買契約における対価的不均衡を問題とした形跡は認められない。そうすると、本件金銭消費貸借契約に基づく原告のC社に対する債権額3億5000万円と比較して、本件土地建物の経済的価値が均衡を失するほどに大きいとは到底考えられず、本件土地建物の所有権移転が公序良俗に反するとはいえない。

3 争点（3）（本件各処分は、正当な補償なく原告の私有財産による納税を強いるものとして憲法29条3項に違反するか。）について

原告は、C社に対する本件金銭消費貸借契約に基づく債権の担保である本件土地建物から回収を図ったものであることを前提に、原告が源泉租税債務者に対し求償を行うことは事実上不可能であるから、このような場合に源泉徴収義務を課されることは憲法29条3項に違反する旨主張する。

しかし、源泉徴収制度は、所得税の能率的合理的な徴収方法として、公共の福祉の要請にこたえるものであり、不動産売買取引の買主（源泉徴収義務者）は外国法人である売主（源泉租税債務者）に対する税額分の求償を行わなくてもよいよう、予め措置を講じることが可能であるから、源泉徴収義務者の負担は過大とはいえない。そうすると、源泉徴収制度により源泉徴収義務者が原告主張の負担を負うとしても、憲法29条3項にいう公共のために私有財産を用いる場合に該当するとはいえない（最高裁昭和37年2月28日大法廷判決・刑集16巻2号212頁参照）。

4 争点（4）（本件各処分の理由附記が十分といえるか。）について

証拠（乙4の17枚目から22枚目まで）によれば、処分行政庁は本件各処分の理由として「原告が、平成25年1月28日付けでC社との間で3億5000万円を貸し付ける旨の本件金銭消費貸借契約を締結するとともに、同日付けでB社との間で、本件土地建物について、売買代金を3億5000万円とする本件売買予約を締結していたところ、同年5月28日に本件売買予約に基づく予約完結の意思表示により売買契約を成立させ、売買代金3億5000万円の支払債務をC社に対する貸付債権に充当することによって、消滅させたこと」と具体的な事実関係を記載した上、「売買代金が、所得税法161条1号の3に規定する譲渡による対価に該当する」と適用法規を記載し、これらを前提に納付すべき源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の金額の計算過程も記載したことが認められる。上記本件各処分の理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の名あて人に不服の申立てに便宜を与えるために十分なものと認められるから、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、本件各処分の理由は具体的に示されているというべきである。

5 本件各処分の適法性

以上のとおり、原告は、本件土地建物の譲渡の対価として3億5000万円の支払をしたものと認められるから、これに所得税法213条1項2号及び復興特別措置法28条2項が規定する各割合を乗じて原告が納付すべき源泉徴収に係る所得税額及び復興特別所得税額を計算すると、それぞれ3500万円及び73万5000円である。

また、原告がこれらを法定納期限までに納付しなかったことについて国税通則法67条1項ただし書が規定する「正当な理由」があったとは認められず、3573万円（上記金額について国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数の金額を切り捨てた後のもの。）に国税通則法67条1項が規定する割合を乗じて原告が納付すべき不納付加算税額を計算すると、357万3000円である。

上記各金額は、本件各処分における各金額と同額であるから、本件各処分はいずれも適法である。

6 結論

よって、本件各処分は適法であり、その取消しを求める原告の請求は理由がないからいずれ

も棄却することとして、主文のとおり判決する。

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 武宮 英子

裁判官 高橋 心平

裁判官 小出 成泰

別紙

指定代理人目録

苅谷 昌子、齋藤 幸弘、田中 義人、栗津 秀平、小林 智昭、石田 憲弘、佐藤 彰洋、
勝森 剛、藤井 義仁

関係法令等の定め

1 所得税法 2 条 1 項

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(中略)

6 号 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

7 号 外国法人 内国法人以外の法人をいう。

(後略)

2 所得税法 1 6 1 条

この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

1 号の 3 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（政令で定めるものを除く。）

(後略)

3 所得税法施行令 2 8 1 条の 3（平成 2 6 年政令第 1 3 7 号による改正前のもの）

法第 1 6 1 条第 1 号の 3（国内源泉所得）に規定する政令で定める対価は、土地等（国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この条において同じ。）の譲渡による対価（その金額が 1 億円を超えるものを除く。）で、当該土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人から支払われるものとする。

4 所得税法 2 1 2 条 1 項

非居住者に対し国内において第 1 6 1 条第 1 号の 2 から第 1 2 号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（その非居住者が第 1 6 4 条第 1 項第 4 号（国内に恒久的施設を有しない非居住者）に掲げる者である場合には第 1 6 1 条第 1 号の 3 から第 1 2 号までに掲げるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。）の支払をする者又は外国法人に対し国内において同条第 1 号の 2 から第 7 号まで若しくは第 9 号から第 1 2 号までに掲げる国内源泉所得（その外国法人が法人税法第 1 4 1 条第 4 号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第 1 6 1 条第 1 号の 3 から第 7 号まで又は第 9 号から第 1 2 号までに掲げるものに限るものとし、第 1 8 0 条第 1 項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第 1 8 0 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定に該当するもの及び政令で定めるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 1 0 日までに、これを国に納付しなければならない。

5 所得税法 2 1 3 条 1 項

前条第 1 項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

(中略)

2 号 第 1 6 1 条第 1 号の 3 に掲げる国内源泉所得 その金額に 1 0 0 分の 1 0 の税率を乗じて計算した金額

(後略)

6 復興特別措置法 2 8 条

1 項 所得税法第四編第一章から第六章まで（中略）の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 項 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

7 国税通則法67条1項

源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、税務署長は、当該納税者から、第36条第1項第2号（源泉徴収による国税の納税の告知）の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。